

第3回阿久比町水道料金及び下水道使用料審議会
議事録

日 時：令和6年2月9日（金）

午後1時30分から午後3時45分まで

場 所：阿久比町役場 1階 会議室101

出席者：委員9名

荻原光雄 会長、齊藤由里恵 委員、竹内祥樹 委員、
後藤由希子 委員、新美清司 副会長、齋藤小百合 委員、
山内正和 委員、近藤美根子 委員、今津哲次 委員

（欠席 2名、山本みほ 委員、南修 委員）

事務局（小野寺建設経済部長、山田上下水道課長、
田畑下水道係長、水野上水業務係長、山口主査、酒向主事）

1 会長あいさつ

2 議事

- (1) 現状の再確認
- (2) 使用料改定の検討方針
- (3) 使用料改定の検討結果
- (4) 今後の予定

事務局から説明の後、次のような質疑応答がされました。

(委員)

正直なところ、どの改定案が良いかの判断が難しい。

(事務局)

判断が難しいようであれば、1つの案を選定するのではなく、複数案でも改定の方向性を示すだけでもよい。例えば、「基本使用料は値上げしてもよい、従量使用料については累進性を緩和する」といった内容でもよい。その場合は、それらの方向性を踏まえた改定案を整理し、議会に諮りたい。

(委員)

少子高齢化、節水機器の普及により使用量が減少している。さらに、これまでに整備、使用してきた下水道資産を将来に向けて保全していかなければならないことがポイントである。

すべての使用者に配管が繋がっており、使用量の大小に関わらず、基本使用料については使用者に平等に分配すべきであり、しっかりと徴収していかなければならない。したがって、基本使用料については多いほど良いと思う。その部分を確実に徴収できる体系を設定しておけば、将来的に人口が減少した場合においても収入減の幅を抑えることができ、大きな痛手にはならないのではないかと。

(委員)

第2回審議会の際に質問した水量区分を細分化した試案について、今回資料では41～100 m³を細分化しているが、常滑市のように使用者の件数が多い範囲(40 m³以下)を細分化した場合の検討をすべきではないか？件数の多い範囲を細分化すれば、単価設定が変わってくるのではないかと？

(事務局)

累進性を採用している以上、細分化すると排水量を少なくすれば使用料を抑えることができるため、節水意識が働くことが考えられる。

ただし、今回の審議の第一目的が使用料収入の増加であり、水量区分まで変えるとなると、さらに膨大な審議が必要となり議論が発散し得る。水量区分の検討については、次回改定時の課題としたい。

(委員)

今後もさまざまな意見が出てくると思うため、次回改定時に改めて検討して頂きたい。

(委員)

説明を受けて2点ほど意見がある。

1点目は、基本使用料設定の説明において、固定費の40%分という説明があった。その理由の一つとして半田市の例を説明されたが、この点は明確な説明が必要である。下水道を使用しても使用しなくても必要な経費については基本使用料に充てることになっている。多くの団体が設定根拠としているのは、施設の未利用率(=1-利用率)の方法である。余剰となっている部分については全使用者で負担をして頂き、それ以外は従量使用料で負担して頂くという方法を採用している団体が多くある。基本使用料や従量使用料の設定方法が適切であるかは問われる部分であり、各事業体が決めていかなければならない。

(事務局)

本町は、未利用率を計算できる処理施設を有していないが、想定最大汚水量と現状の汚水量などから未利用率と近いものを試算したところ、御意見頂いた余剰の考え方の採用が難しい。そのため、デフレターを考慮することによって、基本使用料を1,000円とする方法を提示した。

(委員)

基本使用料を固定費の40%とするもっと明確な理由を示すことができないか？しっかりと使用料のシミュレーションをされているからこそ、この設定部分が気に掛かる。経営を安定化するという理由から設定できるかもしれないため検討をお願いしたい。

もう1点は、従量使用料についてである。使用料をいかに徴収す

るのかというのではなく、どのようなことを公平性と考えて徴収するのかという視点が重要である。今回の改定においては、基本水量制を廃止することが大きなポイントである。また、基本使用料をしっかりと徴収していくことが大きな変化である。経営改善の第1ステップとしては、今回説明頂いた内容は適切と考える。

(委員)

固定費の40%の設定について根拠となるものを説明できないか？

(事務局)

物価変動のみではなく、他の根拠も検討する。

基本使用料を徐々に高く設定して徴収していくことは国も示している内容である。ただし、急激に値上げすることは、特に小口使用者に負担を強いることになるため、留意が必要である。

本町としても基本使用料を高く設定したいが、小口使用者への負担を考慮すると、1,000円程度が妥当であると考えている。

(委員)

基本使用料が収入全体に占める割合をどの程度とすれば経営が安定するかという視点が必要である。「本来であればこの程度の改定額としたいが、今まで改定が一度も無かったこともあり、激変緩和を考慮した結果、今回改定ではこの程度の改定額を採用する」という考え方はどうか？

(事務局)

未利用率の考え方で試算すると、本町では50%程度となる。固定費の50%は1,400円程度であり、現状800円の倍近くとなり、現実的ではなく、いろいろと試算をしている状況である。

基本使用料は、「本来であれば固定費50%程度を採用し1,400円と設定したいところではあるが、現実的ではないため、40%程度を採用する」という説明を考えている。

(委員)

全国的に見て、基本使用料を段階的に設定している団体はないのか？

(事務局)

そのような団体は把握していない。水道事業においては口径別に設定している団体はあるが、下水道においては基本的に一律の基本使用料であると思われる。工場等を対象とした水質使用料制を採用している団体はあるが、本町ではそのような使用者はいない。

(委員)

使用者の負担感を考えると、基本使用料は 800 円から 1,000 円程度で設定せざるを得ないということか？

(事務局)

ご認識のとおりである。知多地域は、あまり使用料改定を行ってこなかったため、基本使用料が高くみえるが、基本使用料が 1,500 円程度で設定された団体もある。

(委員)

個人的な立場では累進性の採用は良いと思う。また、大口使用者の立場で考えると、累進性を継続するとしても水量が大きくなるほど改定倍率が抑えられたものが望まれる。

能登半島地震の経験からも水の大切さは皆さん実感されているところであり、大口使用者、一般使用者ともに値上げする案が良い。

(委員)

資料 12 ページにおいて、基本使用料に充てる固定費の試算結果がある。基本使用料は現状 800 円であり、例えば 40%とした 1,125 円や 50%とした 1,406 円とは乖離している状況である。この内容についてしっかりとした説明が必要である。

(事務局)

固定費について基本使用料に充てる割合は、市町の状況によって設定するものであるが、いずれにせよ設定の根拠を明確にしなければいけない。本町で試算すると 50%程度とすることが妥当となるが、激変緩和を考慮し、今回は 40%を採用するという説明を考えている。

(委員)

今は令和 9 年度の議論をしており、令和 7 年度の一段階目の改定

では、その半額程度の値上げとなるのか？

(事務局)

ご認識のとおりである。令和7年度から令和11年度の5年間にどれだけ改定の必要があるのかを審議頂き、最終目標をまずは決定する。ただし、その中で激変緩和をするために、段階的な改定を行うということである。

基本的には経費回収率100%を達成するために平均改定倍率1.65倍としたい。しかし、住民負担を考慮して今回の改定では平均改定倍率1.45倍の改定とすることを第2回審議会で決定した。今回は、その改定案(提示資料のうち、B-1～B-6)について審議頂きたい。ただし、激変緩和を考慮し、令和7年度の段階的改定案(提示資料のうち、B-1'～B-6')を設けている。

各審議内容について、次のように意見を頂きました。

(事務局)

基本使用料を据え置きの800円とするか、値上げするのか御意見を頂きたい。

事務局としては、安定した経営を考えると基本使用料の値上げはやむを得ないと考える。

(委員)

石川県が能登半島地震により問題となっているが、本町の水道事業、下水道事業でやるべき耐震化等は実施されているのか？

(事務局)

上水道の管路施設においては一般的な工法で施工されている。今回の石川県の事例は、道路が破断するようなレベルであり、耐震管であっても機能維持は不可である。本町水道事業の耐震化率は本管については30%程度であり、順次耐震化の予定である。配水場については2カ所が耐震性なしであるが、本管の耐震化が完了すれば、順次耐震化を進めていく予定である。

このような状況の中で、水道事業においても令和6年度より料金改定の検討を行う予定である。

(委員)

さきほども言われたように、各使用者が水の大切さを実感されている時期だと思っており、私はこの機会に基本使用料を1,000円に値上げすることについて賛成する。

(委員)

今回、2段階で改定するということであるが、例えば1段階目で基本使用料を値上げし、2段階目で従量使用料を値上げするという方法はないのか？

(事務局)

他団体においてもそのような改定の事例はないと思われる。使用料体系は、基本使用料と従量使用料で構成されており、それぞれを段階的に値上げすることが良いと考えており、御意見を頂いた方法は想定していない。

(委員)

基本使用料を高くし、従量使用料を安くすることが良いと思う。

基本使用料については、第2回審議会の資料では1,200円という案もあった。基本使用料を上げ、その分、従量使用料を抑えるという方法はありだと思う。

(委員)

今、委員が言われたように、基本使用料は値上げし、従量使用料は逡増度を下げていく方法が望ましい方向性であると思う。例えば、基本使用料を1段階目で1,000円、2段階目で1,200円とする方法もあり得る。

今回のポイントは、基本使用料を値上げすること、基本水量性を廃止することである。基本使用料でしっかりと徴収する構造に変えていくことが望ましい。少量使用者をピックアップした議論となっているが、それは今までの徴収が少なかったということであり、今回の改定を経てあるべき姿に変えていくということである。

もう1点考えていく必要があるのは、100 m³を超過する飲食店等の中口の水量区分についてである。小口に着目しがちであるが、中口にも目を向けるべきである。

まずは基本使用料をしっかりと徴収するという段階に上げていき、欲を言えば2段階目でも上げていくこともありだと思える。

(事務局)

今回資料において、基本使用料を1,000円とする場合、1段階目で900円と設定している。今回は一旦、基本使用料を上げる流れを作ることが重要である。

本町では100 m³以上の商店等が少ないが、そのような使用者層にも目を向けていきたい。

マニュアルをベースに検討し、大口や中口にも配慮したB-1やB-4の案が事務局としては理想の改定倍率と考える。

(事務局)

ここまでの意見を受けて、基本使用料については、値上げの方向で進めてもよろしいか。

その設定根拠を次回に示した上で、1,000円とさせて頂きたい。

→ 全会一致となった。

(事務局)

基本使用料を値上げしても良いという方向性が出たため、今回資料では、B-4～B-6の案と絞られた。何をもって使用者の平等を捉えるかという視点が重要である。

この改定案から一つに絞ることは難しいのであれば、例えば、累進度を下げる、上げる、維持するなどのようなご意見でも構わない。

(委員)

本町の使用量の平均はどのぐらいか？

(事務局)

資料6ページの図表では、11～40 m³の使用が多い。月平均では約20

m³程度である。

(委員)

個人と大口のバランスがとられている B-4 が良いと考える。

(委員)

個人の使用量と大口使用者の負担感を勘案すると、B-4 が良いと考える。

(事務局)

ここまでの意見を受けて、検討案は B-4 案を採用するという
ことよろしいか。

→ 全会一致となった。

次に改定時期について審議頂きたい。

(事務局)

事務局案としては、令和 7 年度に 1.22 倍、令和 9 年度に 1.45 倍
としている。

改定の間隔が空き過ぎることによって経済状況が変わってくるた
め、可能であれば早いタイミングで改定したい。しかし、令和 8 年度
に予定する水道料金の改定を勘案し、下水道使用料の改定について
は令和 7 年度と令和 9 年度の 2 回を設定した。

改定タイミングの設定は難しいが、改定時期が遅くなるほど、一般
会計からの繰入金に依存する期間も長くなる。

一刻も早い改定が必要ではあるが、激変緩和を考慮し、令和 7 年度
と令和 9 年度の改定を予定とする。

→ 全会一致となった。

(委員)

激変緩和として 2 段階の改定は望ましいが、1.45 倍となる時期を

それ以上延期することがないような旨を附した答申とした方が良いと考える。

(会長)

ここまでの意見を総括して、基本使用料は1,000円値上げし、B-4案を進める。さらに改定時期は令和7年度及び令和9年度とすることでよろしいか？

→ 全会一致となった。

(事務局)

改定案が決まったため、次回審議会では答申案を提示する。